

## 受給資格期間の短縮に係る略歴

年月日	摘要	備考
2012（平成24）年8月10日	いわゆる「年金機能強化法」成立	受給資格期間の短縮に係る施行日は、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」の施行の日と定められました。
2014（平成26）年4月1日	消費税率の引き上げ（5%→8%）	-
2014（平成26）年11月18日	記者会見での正式表明	内閣総理大臣が消費税率10%への引き上げを、2015（平成27）年10月から2017（平成29）年4月まで延期することを正式に表明しました。
2016（平成28）年6月1日	記者会見での正式表明	内閣総理大臣が消費税率10%への引き上げを、2017（平成29）年4月から2019（平成31）年10月まで再延期することを正式に表明しました。
2016（平成28）年9月26日	いわゆる「年金機能強化法改正法案」提出	内閣が、受給資格期間の短縮に係る施行期日を平成29年8月1日とする旨の法律案を提出しました。
2016（平成28）年11月16日	いわゆる「年金機能強化法改正法」成立	受給資格期間の短縮について、施行期日は平成29年8月1日と定められました。